

分野

Ⅷ インフラ

分野内の整理

3. 復旧工事に伴う廃棄物処理について

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・復旧工事に伴う、産業廃棄物の処理については事業主（発注者）の責任において処分するとされている。
- ・復旧工事に伴う廃棄物は基本的には建築建材として再利用することとしているが、放射線量が基準値以下であっても、浪江町から発生した廃棄物ということで処理業者が引き取ってくれない。（交渉継続中）
- ・工事をしても産廃処理ができないので一時仮置きをするしかないが仮置き場の確保ができていない。国で確保する震災ガレキ置き場については、面積が十分に確保できないとのことから、受け入れられないとの国からの回答である。
- ・他市町村施設での受け入れが困難な場合に、町内に再処理施設を設置することも考えられるが、施設建設期間がかかるとともに、施設用地について地権者の同意を得ることが困難である。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・基準値以下であることを丁寧に説明し、再処理業者に引き取りを依頼すべきである。
- ・他市町村の業者での引き取りが困難であれば、町内に再処理施設を建設し、町内の復旧工事の資材として活用することも検討すべきではないか。
- ・仮置き場の確保について、もっと専門家の知見を活用すべき。（安全性やこれだけの効果があるなど専門的なデータからの説明も必要。）
- ・従来の行政手法だけでは進まない。今の方法で解決できないのであれば別な方法を検討するなどの柔軟な対応が必要。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ① 早急に復旧工事に着手できるよう、町外の再処理業者に対し、引き続き引き取りを依頼すること。
- ② 復旧工事に伴う産廃の処理について、町外事業者での処理が困難な状況がつづくのであれば町内に施設を建設するなど、別な手法で取り組むことも検討すること。
- ③ 町（事業主体）単独での仮置き場の確保は困難であるので、国がもっと前面にたって確保するよう要望すること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ① 産廃の引き取り先を確保するため、引き続き町外の再処理業者へ粘り強く依頼。
- ② 他市町村の業者に依頼するだけでなく、町内に再処理工場を建設することも検討。